



第 38 回 尾中郁夫・家族法學術賞

「選 評」

二宮周平（立命館大学名誉教授）

.....1



「受賞者の言葉」

深谷格（同志社大学司法研究科教授：受賞者代理）

..... 4

第 38 回 尾中郁夫・家族法學術賞 選評

二宮周平（立命館大学名誉教授）

本書は、著者が 1965 年から 1999 年にかけて執筆した主要な論文を、身分行為、家族とその扶養、人間の尊厳にかかわる諸問題の 3 部に分け、終章として「家族法学における人間～個人の尊厳と両性の本質的平等を中心に」（1999 年 3 月、金沢大学での最終講義の要旨）を収録したものである。

著者は、序において、「家族は社会の最も安定した構成単位であり、本書に取り上げられている問題は社会の短期的な状況の変化で変容するようなものではない。人間の生と死、そして広く家族関係の発生や消滅及び扶養や家族的保護に関する法の解明は、今後とも重要な課題であろう。その意味で、本書に取りまとめた論文は、私の研究の軌跡を示すものであるに留まらず、民法学の今後の社会的使命のためにも寄与しうるものをそれなりに含んでいるのではないか。人間実存の尊厳性につき深く考えさせられたことを覚えつつ、そのように考えて、本書を世に送る次第である。」と述べている。

まさにその通りの著書であり、以下、著者の見解を紹介しながら、「人間尊厳の家族法学」に触れてみたい。

1965、66 年刊行の「夫婦扶養の法的構造」、「夫婦の協力と夫婦財産関係」では、資本主義的生産関係によって生み出された勤労者階層の婚姻家族を対象に考察し、婚姻家族は、資本にとって労働力をたえず新たに再生産して提供する必要にして有効最小規模の消費団体となったこと、これに応じて市民家族法は婚姻家族を中心にすえ、その一体的保持のためにその内部の扶養義務を生活保持義務として独自性と強度を賦与したこと、それは反面、夫婦の自由な全人格的愛情的結合を承認し、保護するものとして歓迎されたと分析する。

他方で、婚姻家族内部の問題性を指摘する。主婦婚においては、生活費を得てくる夫に対し、妻は他の子たちと共に経済的に従属・依存せざるをえなくなることにより、夫の妻に対する事実上の優位が作り出され、これが新たに家族法上の夫優位の原則（＝家父長制原理）を生み出したと分析する。そこで夫婦の実質的平等を図るために、家計維持者である夫が消費共同生活に提供した財貨は、婚姻費用の分担として拠出された財産であり、その権利義務の帰属関係は「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産」として、民法 762 条 2 項により夫婦の共有と推定されるという、今日の共稼ぎ夫婦の生活実態にも適用可能な汎用性の高い解釈論を展開した。

1985 年刊行の「未成熟子扶養法の基礎的考察」では、未成熟子に対する扶養義務が共同生活の有無に関わらず課されることについて、「親が子を生むという行為の中に自らその子の生活を保持する義務を負うという義務負担の意思があり」、その自由な意思にこそ扶養義務の根拠があるとし、親から扶養を受けることは子の権利であり、それは親と同程度の生活の保障を受ける権利であるとする。また、未成熟子扶養法の基本理念は、子もまた人権の独自の主体であり、その人権は家族関係における成長発達の権利であるとし、国連子どもの権利条約（1989 年）で確立する考え方を先行して、展開した。

著者が人間実存の尊厳性について深く考える契機となったのは、1990 年刊行の「脳死の法的問題に関する一管見」である。キリスト者としての著者の信仰を反映した著作である

が、万人が納得し得る論を展開する。すなわち、一回限りの限定の中で生きている人間は、その存在自体が尊いのであり（人間存在の尊厳性）、人間の生命は、掛け替えなき一回限りの実存的人格的生命であり、生命の権利は、国家と時間を超えた永遠の絶対者ないし創造者によって個人に信託されたものと捉える。他方、家族の本質として、人生における励ましと慰めの共有意識をあげ、それが家族の死の共同的忍受＝見張りを受容となり、家族の葬りと追憶の心情となるとする。以上のことから、本人や家族の同意があれば脳死を死と判定することに反対し、脳死状態に陥っている患者の生命権保護のために、認識能力を喪失した本人に代わって、家族がその末期医療を見張り、脳死判定に立ち会い、その説明を求める権利があるとする。なお、家族の範囲について、その病床に付き添った親族ないしそれに準ずる者に立会権を認める。それほどに患者の生と死に深くかかわったからであり、法的家族に限定しない。同性パートナーの手術等の同意に関する今日的課題への視座を読み取ることができる。

1994年刊行の「家族法関係と信教の自由の交錯～一素描」にも著者の家族観が表れる。家族は全人格的な結合であり、人生観、信仰の一致を伴ってこそ、最も緊密な結合となることを認めつつ、憲法24条の個人の尊厳を重視し、家族が、家族員個人の信教の自由を保障するものでなければならず、自己の信教の自由を主張して、その生活を押し通すことが、他の家族員の諸種の自由権や生存権を傷つけ抑圧するものであってはならないとする。子ども人権の独自の主体であり、信教の自由を保障するが、健康で個性的な成長発達の過程にふさわしい保護が必要であり、その代行者を必要とするとして、親権者の監護教育権の行使を認める（例えば、旧統一教会から引き離すために子を自宅に連れ帰った行為）。他方、子に対する親権者の宗教教育について、監護教育権の重要な一内容としつつ、その信仰的立場から子の成長と発達の権利を害する外形的行為をすることは、子の養育監護者としてふさわしくなくいとし、監護教育の適切さを親権者の信教の自由よりも優先する（例えば、宗教活動に没入し、幼児を連れての訪問販売など）。また、親権は子どもの人権を保障するために親に与えられているのだから、親権者の宗教的心情による親権行使には、子の生命権を侵害してはならないという限界があるとする（例えば、エホバの証人の輸血拒否）。

1999年刊行の「人工生殖に関する家族法上の問題」は、1986年刊行の「無告の子の権利をめぐる一断想～特に子の出自を知る権利について」を発展させたもので、「最も重要な理念として重視されるべきことは、出生子の利益ないし保護、特に人間的尊厳性の保障であると考えている。しかも、生まれてくる子の人間的尊厳性の保障は、大人の側の子を持つ権利よりも重視されるべきものだという事である。……法によって自分の出生に関する情報が閉ざされることは、自己の存在の社会的受容の問題が軽視され、さらにその根底にある人間としての尊厳性を無視され否定されることである。……子の出自に関する情報を閉ざすような立法をしてはならないということである。」との結論を提示する。残念ながら、子の出自を知る権利を保障する立法は、未だに実現していない。

終章で、著者の家族観を集約する。「家族は、その夫婦関係においては自由な人格的愛情の結合関係であり、親子関係においては自律的人間への成長を支え促す監護教育の関係である。」と。加えて、近時の問題として、子が別居する親との面会交流を求めるとき、特別養子や人工授精子が自己の出自を知ることを求めるとき、そこには人間的尊厳性を主

張する人間が立っていると解すべきであり、夫婦別姓の主張の根底にも、人間的尊厳性ある自己のアイデンティティと氏名とのつながりを重視する考えがあり、高齢者の介護扶養法も、高齢者の人間性への配慮なしには構築できないとし、「個人の利益尊重もしくは個人の意思尊重というだけの個人主義では家族法においては限界があることに目を止め、それを超えて、人間の尊厳の尊重を視野に入れるべき段階に入っていることにきづくのである。」と述べ、「人間の尊厳性を尊重する仕方で、法的解決をはかることに取り組むこと」を21世紀家族法の課題とする。

本書はこの課題に真摯に取り組んできた著者の研究の軌跡であり、時を超えて、後学者に自らの研究や実務を顧みる機会を提供する研究書であることから、尾中郁夫家族法学位賞にふさわしいものと評価した。

〔付記〕著者は2025年8月30日に逝去された（享年92歳）。本書所収論文の最低限の補正及び校正は、ご子息、深谷格氏（同志社大学大学院司法研究科教授）が担われた。

第 38 回 尾中郁夫・家族法学的賞 受賞者の言葉

深谷 格（同志社大学司法研究科教授：受賞者代理）

尾中郁夫・家族法学的賞の授賞を誠に光栄に存じます。亡き父の研究の軌跡と重なるその生涯を振り返り、ご挨拶に代えさせていただきます。

深谷松男は 1933 年 5 月、福島県の貧しい小作農の家に五男として生まれました。長兄は病弱で農業に向かず、次兄は海軍に志願し南太平洋で戦死しました。悲報を受けた松男の父は自殺を試みたため、息子が英雄なのに非国民だとなじられました。戦後、自作農になり、父は戦没者遺族として高校までの学費を免除され、大学の学費は戦地から帰還して農家を継いだ三番目の兄が飼育していた豚を売って送金してくれ、まさに戦争に行った兄たちのおかげで研究者となることができました。

私が 4 歳、妹が生後 3 か月の時に母が急逝し、父は乳幼児を 2 人抱えて困窮しますが、周囲の人々に助けられ、神の導きにより新たな家庭が与えられました。父を学長室に呼び、2 人の子と自分のことを考えて早く再婚するよう促したのは、勤務先・金沢大学の当時の学長、恩師・中川善之助先生でした。父はこの出来事を法学セミナー1976 年 4 月臨時増刊号「中川善之助 人と学問」への寄稿文に記し、「先生からは、民法学についてのみでなく、人間と社会について深く考えることを教えられた」「人間に対する深い洞察と温かい心をもった先生に出会うことがなかったならば、私は学者として今日に至らなかったであろう」と述べています。晩年、再婚した妻（私の養母）を仙台の自宅で介護していた父は、2023 年 12 月、病に襲われ、夫婦で京都の施設に入り本書出版直前に天に召されました。

家族に養われた者が、家族を養うようになり、老いて再び養われるという人間の営み、扶養の法を父は自分の歩みと重ねて研究してきました。このテーマは「神がこのように私たちが愛されたのですから、私たちも互いに愛し合うべきです」という聖書の教えに通じており、神に愛された者としての人間の尊厳の研究へと発展していきました。

戦後、父は、入学した高校で放課後、近くの教会の牧師が開いていた聖書研究会で「汝らは価をもて買はれたる者なり、さらばその身をもて神の栄光を顕せ」という聖書の言葉を聴きます。松男の父は隻眼だったため村人から差別されていました。しかし、どんな人間もキリストがご自分の命という代価を払って買い取るほど尊い存在なのだというメッセージに触れて父はキリスト者になりました。この信仰が本書の基礎にあり、特に第 3 部は法の神学と言えましょう。尾中賞受賞によって本書に光が当てられることを願っております。

丹念に読んで下さった審査委員の先生方、出版元の日本評論社様、主催者の日本加除出版様、ご参集下さった門下生の方々には厚く御礼申し上げます。